

# 平成27年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
9月30日(水)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長の挨拶	5
○管理者の挨拶	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程について	7
○日程第4、平成26年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算 認定について(議案第8号)	7
○日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例の一部を改正する 条例制定の件(議案第9号)	7
○日程第6、一般質問	17
○議長の挨拶	23
○管理者の挨拶	23
○閉会の宣告	23

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第23号

平成27年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年8月28日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

- 1 期 日 平成27年9月30日
  - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂
- 

○会 期

平成27年9月30日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	出	雲	敏 太 郎	議 員	2 番	持	田	敏	明	議 員
3 番	猪	俣	直 行	議 員	4 番	古	内	秀	宣	議 員
5 番	杉	田	恭 之	議 員	6 番	武	井		誠	議 員
7 番	齊	藤	芳 久	議 員	8 番	加	藤	則	夫	議 員
9 番	藤	原	建 志	議 員	10 番	井	上	勝	司	議 員
11 番	高	田	克 彦	議 員	12 番	吉	岡	茂	樹	議 員

不応招議員（なし）

## 平成27年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成27年9月30日（水曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)平成26年度決算に基づく資金不足比率について（報告第2号）

(2)現金出納検査の結果について（監査報告第3号）

日程第 4 議案第8号 平成26年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第9号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 6 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1番	出雲敏太郎	議員	2番	持田敏明	議員
3番	猪俣直行	議員	4番	古内秀宣	議員
5番	杉田恭之	議員	6番	武井誠	議員
7番	齊藤芳久	議員	8番	加藤則夫	議員
9番	藤原建志	議員	10番	井上勝司	議員
11番	高田克彦	議員	12番	吉岡茂樹	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石川清	副管理者	藤縄善朗
監査委員	宮ヶ原正房	会計管理者	岩切一郎
事務局長	加藤裕之	参与 (兼事務取扱)	新井正美
副参与 (兼総務課長 事務取扱)	宇津木優明	副参与 (兼建設課長 事務取扱)	高山淳
副参与 (兼維持管理 課事務取扱)	田村勉	業務課長	中田真一
業務課長	岡本義徳	建設課長	菊地征一
維持管理課 副課長	飯田清貴	維持管理課 副課長	安原仁

事務局職員出席者

書記	岸俊之	書記	大沢嘉史
書記	橋本直明		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○古内秀宣議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成27年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

○古内秀宣議長 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

平成27年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。

本日提案されております議案は、平成26年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてのほか重要議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力お願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。



◎管理者の挨拶

○古内秀宣議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 おはようございます。本日ここに、平成27年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員皆様におかれましては、極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜りまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のためまことにご同慶にたえないところであります。衷心より厚く御礼申し上げます。

本年度も第3・四半期を迎えようとしておりますが、本年度は国庫補助金が削減されたものの、年次計画に基づく下水道整備の促進を最優先とし、各種事業の推進に努めているところであります。議員皆様におかれましては、変わらざるご理解とご協力をお願いを申し上げる次第であります。

本日ご提案申し上げます議案は、平成26年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてのほか1件でございますが、いずれも本組合運営上重要な案件でございます。何とぞ慎重ご審議賜りまして、適切なるご結論をいただきますようお願いを申し上げます、挨拶といたします。よろしくお願ひ申し上げます。



### ◎議事日程の報告

○古内秀宣議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○古内秀宣議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

1番 出雲 敏太郎 議員

2番 持田 敏明 議員

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○古内秀宣議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、平成27年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

### ◎諸報告

○古内秀宣議長 日程第3、諸報告をいたします。

初めに、管理者より、平成26年度決算に基づく資金不足比率について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員より、平成27年5月分から7月分に係る現金出納検査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

---

### ◎日程について

○古内秀宣議長 お諮りいたします。

日程第4、議案第8号 平成26年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第5、議案第9号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。



### ◎議案第8号、議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○古内秀宣議長 日程第4、議案第8号 平成26年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第5、議案第9号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第8号及び議案第9号につきまして、提案の理由を申し上げます。

まず、議案第8号 平成26年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定につきましては、去る7月17日に監査委員さんにご審議をお願いし、いずれも計数的に符合し、内容も適正に執行されたものと認められましたので、その意見書並びに行政報告書を付して議会のご認定をいただきたく、地方自治法第233条第3項の規定により、本案を提出した次第であります。

次に、議案第9号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同法の趣旨を踏まえ、組合が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずる等所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○古内秀宣議長 これより各案件につき単独質疑、討論、採決を行います。

初めに、日程第4、議案第8号 平成26年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑に入ります。

11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） 質疑します。2点あります。1点は、経費率の関係です。2点目は、下水道整備基金についてであります。

まず1点目の経費率、これについて平成20年から26年度までの経費率を示していただきたいと思います。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

平成20年度から26年度までの経費の回収率につきましては、平成20年度が57.7%、平成21年度が56.7%、平成22年度が73.5%、平成23年度が73.9%、平成24年度が74.9%、平成25年度が74.4%、平成26年度が76.0%となっております。

以上です。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） 今報告がありましたように、平成22年に下水道料金が37%も引き上げられて、その年の22年から26年度に至るまで、途中26年度は消費税率が5%から8%に上がったと、そのことによって74%程度であったものが76%台になっていると、こういうことを示しているわけです。ご承知のように、経費率というのは、使用料金で経費をどのくらい賄っているかと、こういうことを示す比率であります。下水道料金が引き上げられる前は五十数%、ところが引き上がった後は70%後半に経費率がはね上がっていると、こういうことなのですが、この経費率の妥当性については当局としてはどのようにお考えになっているのか、お尋ねしておきたいと思います。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

平成22年度の料金改定、このときに充当率のほうを、回収率を80%ということで使用料の改定を行ったものでございまして、まだ76%という数字ですと若干足りていないということで、それに努めるように努力したいと考えてございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） その経費率が80%が妥当だというふうに見ているようですが、その辺の他の市との比較とか、そういうものも、埼玉県全体の経費率、こういうものではどのようになっているのか、お尋ねしておきたいと思います。

○古内秀宣議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

○古内秀宣議長 では、再開いたします。

宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 県内の平均でございますと、25年度の決算の数字でございますが、79.2%となっております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） 県内でも政令都市、それから当組合のように5万人以上を超えるところ、それから5万人以下、こういうところ見るとかなりのバランスがとれていないというふうになろうかと思えます。

次に、下水道整備基金、これについても平成22年から26年度まで、年度末の基金残高を示していただきたいと思えます。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

平成22年度が約5億4,500万円、平成23年度が5億9,400万円、平成24年度が7億7,000万円、平成25年度が約9億5,200万円、平成26年度が約8億7,600万円となっております。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

○11番（高田克彦議員） 終わります。

○古内秀宣議長 ほかに質疑ありませんか。

5番、杉田恭之議員。

○5番（杉田恭之議員） 5番、杉田恭之でございます。

ただいま全員協議会で概要を説明いただいたことでございますけれども、2点細かな点で質疑をさせていただきます。

行政報告書のほうをちょっと用いさせていただきたいと思えます。こちらの22ページ、ちょうど真ん中でBの収納状況、これは受益者負担金に関するもの、それから同じ資料の40ページ、収納の関係での使用料のところですか。これの不納欠損額と収入未済額、これ一括で結構でございますけれども、少なくなっている部分もありますけれども、主にその受益者負担金と水道料金に関して不納欠損に陥る額の主な要因、それから収入未済に関して主な要因とそれぞれに対する対策、このようなものがどういうふうに行われているか、一括で結構でございます。

○古内秀宣議長 中田業務課長。

○中田真一業務課長 お答えします。

まず受益者負担金の不納欠損でございますが、平成26年度の不納欠損額は9,790円となっております。受益者負担金は都市計画法第75条第5項の規定によりまして、国税滞納処分の例により滞納処分が可能な公債権となっております。

続きまして、使用料の不納欠損でございますが、平成26年度の不納欠損額は246万8,842円となっております。

不納欠損の理由でございますが、受益者負担金の不納欠損につきましては、1件、こちらは死亡により不能徴収となっているところでございます。使用料につきましては、主に所在不明となっております、所在不明により不納欠損となったものが約9割を占めているところでございます。その他、死亡や会社倒産により徴収不能となっているところでございます。使用料につきましては、地方自治法第231条の3第3項の規定によりまして、こちらは地方税法の滞納処分の例により滞納処分な債権となっているところでございます。

続きまして、滞納対策ということでございますが、特に滞納者につきましては、定期的なお宅訪問や電話連絡などを展開しまして、適切な滞納対策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

ほかに。

7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） 7番、齊藤芳久です。議案第8号について、その中の基金運用状況、下水道整備基金についてお尋ねいたします。

以前の質問の中で、この整備基金の積立額については10億円程度必要なもので、常に10億円を目標として積み立てを行うということで、今高田議員さんの質疑の中で、平成22年から5億円あったものが昨年度の残高が9億5,000万円という金額まで行った中で今年度取り崩しが行われました。そうした中で、当初の目的に必要な10億円というものがこういう形で取り崩されて、整備基金ですからそのために使うということであればいいのですけれども、やはり目的を立てたものの中でこの整備基金を使っていく、10億円超えていればどのように使ってもいいのではないのですかということと言えるのですけれども、こうして取り崩して行って目標達成までにやはり時間がかかる。

それと同時に、今回多くの水害等が出ました。そういう中で、排水ポンプの電源の不良等によりまして、各市で下水道の雨水に関する部分の災害対策というものがかなり重要視されていると考えております。そうした中で、坂戸、鶴ヶ島下水道組合としても十分な、前回の質問でそういう災害対策には十分という考慮すべきということを質問したとおりのことが今回起きてしまったということだと思っておりますけれども、そういうことに対する基金についての考え方、この2点についてお伺いいたします。

1点目としては、準備基金を10億円を目標としているものをどんどん使って行ってしまっているのかということと、それから災害対策基金というものが必要ではないかということで、まず1点目で、整備基金についてお尋ねいたします。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

以前の議会でも組合のほうで答弁をさせていただいておりますその10億円、こちらにつきましては、水処理センター及び管路施設等の修繕等が緊急に必要な場合、確かに必要となっておりますのでございます。水処理センターや管路施設の老朽化が現在進んでおりまして、以前にも増しての緊急修繕等のリスクは逆に高くなっているもので、10億円を超える額は必要かなとは考えておりまして、その中で今回一部取り崩しのほうを行ったわけでございますが、下水道組合では例年構成市に対しまして8月ごろに概算要求の額を提示しておりまして、その概算要求後に正式な予算要求、これをするまでの間に急に必要となったようなものについては、やむを得ずという形で基金にて対応をしているような状況でございますが、特に平成26年度におきましては、焼却設備の整備工事が年度途中で急遽、定期点検によりまして焼却炉の炉内のレンガが傷みが激しくなるということが判明したため、緊急で使用したと、取り崩したことで、やむを得ない状況の対応と考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） 基金の使い方については、当初の予定になく、施設の故障等緊急に必要な部分に使うという解釈で受け取ったわけですけれども、そういうための基金ということですが、そういう中でやはり下水道議会が4回あるわけですけれども、そういう中で補正予算として出てきている基金の取り崩しの部分という形の中で、当初予算でない緊急工事が出た場合はこの基金を使って工事をしていくという解釈でよろしいかどうか。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

基本、下水道の整備基金、下水道の目的といたしまして、下水道の整備をするための費用というのが基本の目的にはなってございますが、今組合の現状ではやむを得ない状況、緊急を要する場合の準備として確保しておるとというのが現状でございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） この基金については順次必要に、当初の予定にない工事ができた場合においては繰入金として使っていくということで解釈します。

それから、先ほど申し上げましたもう一つの違う目的のための、いわゆる災害に対する準備基金というものの積み立てということについてはどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

災害が発生した場合、その規模にもよるのですが、基金の取り崩しが必要になることが想定されます。このことを考慮いたしますと、先ほど申し上げました10億円を超える額を今後確保していかなくてはいけないかなと考えてはおります。

いずれにしても、下水道整備基金につきましては、構成市等の負担金、こちらを積み立てたものが主な内容でございますが、災害等を含めまして今後も構成市と協議を行いまして、適切な基金の積み立て及び活用をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） 今言った基金の積み立てについては、この下水道組合の財政状況を見ると非常に厳しいかと思えますけれども、少しでも何らかの形で準備ができていれば、いざというときには使えるのではないかと思います。質疑いたしました。

以上で終わります。

○古内秀宣議長 ほかに。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 12番、吉岡です。ただいま議題となっております議案第8号について質疑を行います。3点行います。

1つは、先ほど質疑がありました経費回収率に関してでありますけれども、まず平成26年度の決算の中で、坂戸市大字戸口ほか地内の污水管渠設計業務委託、それから同じく地質調査、この事業が行われていますけれども、その結果、内容についてお示ししたいと思えます。

それから、2つ目は、飯盛川雨水幹線整備についてですが、平成26年度飯盛川の最下流右岸、これ北坂戸水処理センターのちょっと上流にありますけれども、ここがかさ上げ工事が行われました。そのことによって、ことしもうかなり大雨が降ったのですが、当然このかさ上げがないと溢水したというふうな状況で、今回はそれを免れたというふうなことで、地域住民の人たちは非常に安心をしております。しかし、この部分の溢水については、特に最近の大雨の影響というのは大きいわけですが、もう一つ、北坂戸水処理センターから下流のいわゆる1級河川部分の土砂の堆積、それから水草の繁茂、こういうことによって流断面が非常に減少をしている、こういうものが要因になっているのではないかというふうに私思っています。これは管理は県になるわけですが、当組合として飯盛川の雨水幹線にも影響をすることというふうなことでありますので、組合として県に対して対応、そういうものをしていく必要があるのではないかというふうに思いますが、見解をお示ししていただきたい。

○古内秀宣議長 吉岡議員、一問一答なので。

高山副参与。

○高山 淳副参与 それでは、1点目の件につきましてお答えいたします。

坂戸市大字戸口ほか地内で行いました入西污水第3幹線に係ります設計業務委託と地質調査の結果につきましてでございます。入西污水第3幹線につきましては、入西東部土地区画整理区域から関越自動車道及び葛川を横断いたしまして、につきい花みず木地内の既設管へ接続させる污水幹線でございますが、この工事に先立ちまして地質調査を実施し、地盤状況を確認した上で工事の方法を決定し、実施設計を行ったものでございます。設計業務委託と地質調査の結果、延長約520メートルを3工区に分割をいたしまして、うち2工区につきましては推進工事、残りの1工区につきましては開削工事により実施することといたしました。また、今後の予定でございますが、最上流の1工区につきましては、既に推進工事に着手してございます。残りの2工区につきましても、年度内完成に向け、今後順次発注する予定としてございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 暫時休憩。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○古内秀宣議長 では、再開いたします。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 3つ目の質問をしていきます。

污水管渠修繕工事に関連してですが、坂戸市の鎌倉町、それから大字片柳地内の污水管修繕工事

が実施をされたということですが、この地区の普及率と整備率についてお伺いしておきます。

○古内秀宣議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○古内秀宣議長 再開いたします。

田村副参与。

○田村 勉副参与 2番目の飯盛川のご質問に対してお答えいたします。

北坂戸水処理センター下流部の1級河川飯盛川の維持管理につきましては、埼玉県の飯能県土整備事務所となっておりますので、要因につきましては答弁は控えさせていただきます。しかしながら、坂戸市を通じまして河川管理者であります飯能県土整備事務所に土砂撤去等の要望をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 高山副参与。

○高山 淳副参与 それでは、3点目の鎌倉町大字片柳地内の普及率と整備率につきましてお答えいたします。

まず、鎌倉町につきましては、その全域が市街化区域となっておりまして、下水道の整備も完了しております。普及率、整備率とも100%でございます。

次に、大字片柳につきましては、市街化区域と市街化調整区域が混在する区域となっておりまして、市街化区域内の下水道整備は坂戸市の区画整理事業として実施されております。平成26年度末の整備率は、計画延長比で25.5%であると施行者の坂戸市のほうから伺っております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 再質疑をします。

先ほど坂戸市大字戸口地内の污水管渠設計委託の答弁がありましたけれども、これは入西地区の33ヘクタールに企業を誘致すると、これとの関連での事業になるわけです。この一連の事業は、いわゆる経費回収率を算出するための分母、資本費に入ってくるのかどうか、その点について1点お伺いしておきます。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

入西污水第3幹線に係ります設計及び地質調査業務委託、こちらが経費の回収率の資本費に含まれるかという内容でございますが、経費の回収率に係る資本費につきましては、公債費のうち雨水など公費負担とすべき元利償還金を除いた額の7割を対象としておりまして、平成26年度に実施しました污水管渠設計業務委託、入西污水第3幹線、こちらにつきましては、財源の一部を組合債充当しておりますので、償還が始まります27年度以降資本費に含まれるということになります。なお、地質調査業務委託につきまして

は、組合債の充当をしておりますので、資本費には含まれないということになります。

以上でございます。

○古内秀宣議長 12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） ただいまの答弁に対してですけれども、経費回収率の分母となるというふうなことになる、いわゆる経費回収率を引き下げる、こういうことになるというふうには私は危惧をしています。組合のほうは経費回収率については、先ほども質疑ありましたけれども、80%というふうな一つの目標を決めているわけですが、私はこれについては以前から意見があるところでありました。今回誘致企業のための事業、これについては誘致企業側に負担を求める、こういうことも含めて考えていく必要があるのではないかというふうに考えます。そうでないと、結局市民の下水道料金引き上げに影響を与えると、そういうふうなことになるのではないかというふうには危惧をするわけですが、これについてのお考えをお願いします。

それから、先ほど飯盛川雨水幹線整備の答弁がありましたけれども、組合として単独に県にというふうなことはなかなか困難だというふうなことがあります。それは私も理解をします。ですから、坂戸市とタイアップしてぜひ1級河川のしゅんせつの問題、これの解決に当たっていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、污水管渠修繕工事に関連して、先ほど普及率、整備率について答弁がありましたけれども、鎌倉町の水洗化率についてどういうふうな状況になっているのか、お伺いいたします。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

まず、誘致企業のための事業が市民の下水道料金の引き下げに影響があるのではないかという件につきましては、本組合におきましては下水道整備計画につきましては、認可取得の際、構成市との協議に基づきまして年次別の整備計画をつくりまして、その後実施計画、予算査定を経て事業を着手してございます。入西東部土地区画整理区域は平成26年3月28日付で坂戸都市計画下水道が変更され、また同年6月13日付で県知事の事業認可を受けたことにより、都市施設としての下水道事業を推進する区域となっております。確かに当地区の下水道整備の財源の一部に組合債が充当されますと、経費回収率に係る資本費に含まれるということにはなりますが、下水道が整備されれば、誘致された企業は一般家庭以上の下水道の使用料の支払いをしていただくのが見込まれるということで、費用対効果のほうは高いものと考えてございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 中田業務課長。

○中田真一業務課長 お答えします。

鎌倉町の水洗化率でございますが、平成26年度末現在で76.3%となっております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 ほかにございますか。

2番、持田敏明議員。

○2番（持田敏明議員） 2番、持田敏明です。

決算書の10ページですけれども、収入未済額が何点か書かれておりますけれども、この収入未済額、使用料で先ほど死亡も、不納欠損が死亡ということだと聞いていますが、収入未済額はどのような、徴収しておりますか。それとともに、給食費なんかは強制執行なんかもありますが、この点に関して収入未済額の収入方法をお伺いいたします。

○古内秀宣議長 中田業務課長。

○中田真一業務課長 お答えいたします。

使用料の収入につきましては、現在水道企業団と同時に使用料徴収業務委託を実施しておりまして、滞納者につきましては、その委託の中で声かけをしながら徴収をしているところでございます。滞納につきましては、先ほども申し上げましたとおり、当組合のほうで追跡調査をしながら調べたり、そういったことはするわけなのですけれども、お宅訪問なんかは当組合とも同行して徴収なんかも行っているような状況でございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 2番、持田敏明議員。

○2番（持田敏明議員） 持田です。

徴収方法、これは年数もあると思うのですけれども、不納欠損に陥る前に何らかの先ほどのように対策をとっておられると思うのですけれども、もう一度その対策の方法、何年間であるとか、きちっとしているのかどうかをお伺いいたします。どのような、何回伺うとか、そういうような回数的なものはあればお伺いいたします。

○古内秀宣議長 中田業務課長。

○中田真一業務課長 お答えいたします。

下水道使用料の徴収につきましては、先ほども申し上げましたとおり、水道企業団と同時に徴収しておりまして、こちら水道企業団と同時に徴収しているということで、水道のその給水停止の処分と同時に下水道の使用料もいただけるという、そういった当組合としてのメリットもございまして、滞納につきましては、現在住んでいる方についてはそういったことで対策は講じられているというふうに考えております。転出などそういったことでなかなか徴収ができないということもございまして、そういったものにつきましては、他市町村への住所照会などそういったことは当組合のほうで行いまして、追跡なんかをやっているわけなのですけれども、なかなか遠いところに転出なんかしたところなんかについては、費用対効果を考えながら徴収をやっているという状況でございます。

受益者負担金につきましては、当組合のほうで管理しているわけなのですが、先ほども申し上げましたとおり、直接お宅に訪問しながら、休日なんかも使いながら、滞納につきましてはなるべく経済状況なんかも考えながら徴収をしている状況でございます。

もう一点、不納欠損の時効ということでございますが、使用料の時効につきましては、地方自治法第18条第1項の規定に基づきまして時効は5年となっております。受益者負担金でございますが、都市計画法第75条第7項の規定に基づきまして事項は5年となっておりますところでございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に反対の者の討論を求めます。

11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） 11番、高田克彦です。議案第8号 平成26年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論します。

主な理由は、平成22年に当組合の下水道料金を37%と考えられない大幅な値上げをしました。両市民の下水道料金によって賄われる経費率を見ると、平成21年度までは56%程度でありましたが、値上げをした平成22年度以降は74%であり、この平成26年度は4月からの消費税率8%への引き上げによって76%にもなっております。すなわち24%が両市行政の負担であります。値上げ前が44%程度であったものが今は24%です。この24%が妥当なものか検証する必要があります。

先ほども論議がありましたが、その中で、入西の企業誘致のための下水道整備事業の費用を下水道料金に含ませてはかないません。今後30ヘクタールにも及ぶ農業大学校整備事業を鶴ヶ島市は抱えております。かなり大きな問題になっていると思います。

下水道をつなぐときには、条例で決められている受益者負担金を応分に払い、市街化区域ということで高い固定資産税を払い、都市計画税を払っております。この上に下水道料金を払っているわけでありまして。鶴ヶ島市で言うと、固定資産税は40億円を超え、このうち3分の2以上は市街化区域の税です。また、都市計画税は5億円を超えております。この下水道料金を値上げした、こうした市民への仕打ちは許されません。

また、下水道整備基金が値上げ前は5億円台であったものが、平成26年度9億円に近くなっております。下水道料金値上げの結果としか見ることができません。下水道料金を値下げして市民還元をするべきであります。

以上、反対討論とします。

○古内秀宣議長 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

2番、持田敏明議員。

○2番（持田敏明議員） 2番、持田敏明です。議案第8号 平成26年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

政府の経済政策を背景に、構成市においては市民税、法人税といった税収に若干の増収が見られるものの、本組合としては特定財源である国庫補助金が約2割カットされるなど、依然として厳しい財政状況の中、住民の立場に立って快適な住環境の整備促進に取り組んでいることを評価いたします。

また、下水道料金においては15億6,000万円と昨年を3,000万円上回っておりますが、経費回収率は76%であり、昨年の74.4%より1.6%上がっております。しかし、経費回収率を100とした場合、残りの24%は金額にすると約5億円となり、受益者負担の原則を維持すべきです。

平成26年度事業実績を見ますと、石井水処理センターの老朽化した施設の更新や、西坂戸地区の公共下

水道接続に向けた幹線工事を実施するとともに、鶴ヶ島市内の面整備を進め、処理地区の拡大に努めたことは評価いたします。また、包括的業務委託による経費削減に努め、今大雨時の大谷川雨水排水機場の運転など適切な維持管理が図られたものと思われま

す。以上、住民サービスの向上に努めた各施策が適正に執行され、経費回収率の向上に努めたことを評価し、本案に対する賛成討論といたします。

○古内秀宣議長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を起立により採決いたします。

本案は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○古内秀宣議長 起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

次に、日程第5、議案第9号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎一般質問

○古内秀宣議長 日程第6、一般質問を行います。

通告者は1人であります。

なお、質問時間については、議会運営についての申し合わせ事項により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

質問を許します。

7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） 7番、齊藤芳久です。議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を行いま

す。

適正なる下水道使用料金について。私は、昨年の坂戸、鶴ヶ島下水道組合第3回定例会において、下水道料金の受益者負担金の考え方についてお尋ねしました。その答弁としては、下水道運営審議会に使用料の見直しに関する諮問等を行い、議員と協議し、市民に説明しながら進めていくとの答弁でした。今回1年が過ぎ、平成26年度決算において使用料金に関する数値が1年でどのように変化しているかについて、また下水道料金の解釈と審議会の答申等について質問をいたします。

(1)、下水道使用料の歳入・歳出決算に対しての算定範囲については、昨年と変化はないですか。

(2)、平成26年度下水道使用料の経費回収率の数値は。

(3)、審議会の進行状況について。

(4)、前回平成22年5月に使用料の改定を行い、市民の負担にならないよう、5年をめどに100%に向けて段階的に改定を行うとの方針を確認しているが、本年度で5年を過ぎますが、この現状についてはこれでよいのかどうか、以上お尋ねします。

以上、私の1回目の質問といたします。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えいたします。

初めに、下水道使用料の歳入・歳出に対しての算定範囲について、前年との変化の関係でございますが、総務省が定めます公費で負担すべきものを除き、汚水事業維持管理費、議会総務費及び汚水分に係る元利償還金が使用料対象経費の算定範囲となりますので、前年度との変更はございません。

次に、平成26年度の下水道使用料の経費回収率の数値の関係でございますが、平成25年度は74.4%、平成26年度は76%で、1.6%の増でございます。

次に、審議会の進行状況の関係でございますが、9月11日付で坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会へ下水道事業の適正かつ効果的な運営に資するための諮問を行い、10月27日に第1回目の審議会を開催する予定でございます。

次に、前回平成22年5月に使用料の改定を行い、市民の負担にならないように、5年をめどに100%に向けて段階的に改定を行うとの方針を確認しているが、現状はこれでよいのかの関係でございますが、平成22年度の改定時の経費回収率の目標を平成24年に80%と目標を設定しておりますが、受益者負担の原則という観点から、経費回収率は100%であることが望ましい形と考えております。下水道事業の運営につきましては、来月に開催を予定しております坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会へお諮りし、審議委員の皆様からご意見をいただき、議員皆様との協議を重ねるとともに、下水道使用者の皆様へ説明に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

7番、齊藤芳久議員。

○7番(齊藤芳久議員) それでは、一問一答方式で再質問を行います。

ただいま答弁いただきました。まず(1)なのですけれども、算定範囲については前年と変わらないということで、算定範囲に汚水事業維持管理費のうち、総務省の定める公費、また税で負担すべきものとは

どの部分になるかについてお尋ねいたします。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えをいたします。

汚水事業維持管理費のうち総務省の定める公費で負担すべきもの、いわゆる繰出金基準に基づくものであり、1点目といたしまして、工場等の特定施設から排出される下水の指導監督に要する費用、水質規制費、2点目として、事業認可において計画汚水量を定めるときに見込んでおります地下水量を超える不明水の処理に要する費用、不明水処理費、3点目として、水洗便所への改造命令等に係る事務に要する費用、水洗便所普及費でございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） それでは、今そういう答弁をいただきました。そういう中で、平成26年度決算において使用料に計算されない金額はどの部分でどの程度になるか、また組合債の元利と子子の扱いはどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えをいたします。

平成26年度の決算につきましては、汚水維持管理費のうち工場等の特定施設から排出される下水の指導監督に要する費用として、人件費1名分、計画汚水量を定めるときに見込んでおります地下水量を超える不明水の処理に要する費用として、平成26年度につきましては維持管理費のうち7.2%分、水洗便所への改造命令等に係る事務に要する費用として、業務課に所属する職員の人件費の2分の1相当額、合計で約1億200万円と、平成26年度につきましては、繰入金で対応しております緊急工事費、坂戸市からの受託事業として実施した設計委託費が公費で賄う費用でありまして、合計で1億220万円となります。

失礼いたしました。途中から答弁のほうちょっと言い直させていただきます。人件費の2分の1相当額、合計で1億2,000万円と、26年度につきましては、済みません、合計で約1億2,200万円となります。また、組合債元利償還金につきましては、汚水に係る元利償還金のうち3割を公費負担としております。

以上でございます。失礼いたしました。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） ただいま答弁いただきました内容につきましては、下水道使用料の算定のもととなることを確認させていただきました。そして、2番目に答弁いただきました（2）なのですけれども、下水道利用の経費回収率は、25年は74.4%で、今年度は76%と向上したわけですが。平成22年度は改定時で80%ありました。平成26年度が76%と、今後この経費を改正していかない場合の経費回収率の予想についてお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えをいたします。

平成27年度は焼却炉の改修工事による汚泥処分費の増により維持管理費がふえる見込みであることから、当初予算ベースで71.4%を予想しております。26年度と比較いたしますと、4.6%の減となる見込み

でございます。また、その後の見込みといたしましては、下水道整備により使用する世帯が増加いたしますが、節水等によります1世帯当たりの使用水量の減少や、維持管理費のうち施設の整備費用の増加等により、27年度より下回ることが予想されております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） 今後当初予算ベースで71.4%から70%に近くなっていくという状況も考えられると思います。それで、今年度ですか、始めました水処理センターの増設工事終了後、これが経費に算入されてはどのくらいの経費に反映されるのか、また下水道使用料にはどの時期についてどのように反映されるのかということについてお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えをいたします。

予算額ベースになりますが、水処理センター3系増設工事に約32億円の総事業費が見込まれ、国庫補助金を除く事業費のうち90%の組合債を見込んでおり、全体で見ますと約4割が経費算入分と見込んでおります。また、経費算入の時期につきましては、年度末の3月に組合債の借り入れを実施いたしますと、翌年度の9月より償還することとなります。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） それと、もう一点です。金額的に平成26年度の不足額について、パーセントが24%の金額はどのくらいになるかについてお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えをいたします。

平成26年度決算では約4億9,400万円となっております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） ちょっと確認しておきたいのですが、前回平成22年に料金改定の際に、本来であれば100%ということを目指したいということであったのですが、55%から一気に100%にするということは非常に市民に影響を及ぼすということで、真ん中辺を見て80%という金額に抑えたという経過があると思います。そういう中で、先ほど80%を目途にという、どなたかの答弁の中にあつたかと思うのですが、最終目標としては100%を目指するのか、80%を目指するのかということでお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 先ほど私の答弁の中にもございましたけれども、平成22年の改定時におきましては、平成24年度の目標を80%というふうにご設定をしております。受益者負担の関係でございますが、100%を目標ということで考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） （3）の審議会の進捗状況については、審議会の委員の皆さんに判断をお任せするというので、議員の立場ではどうこう言うことは控えたいと思っております。ただ、審議会の日程については、今後回数を重ねて十分協議していただくという形になるかと思えますけれども、5年を過ぎた後のところで、今までの審議会の議事録等を見させていただいても、料金改定についてはまだこれからですという状況が出ています。そうした中で、多分に来年の4月にかけては多方面にわたりいろいろあると思えます。その前ではというような部分が何か多分に見えるような関係もありますけれども、10月27日に第1回目が開かれるということで、議員の立場としては審議会の皆さんがどのような答申をしていただけるかということで、それに託したいと思っております。

（4）番なのですが、使用料の不足分については約5億円両市によって補われているわけですが、これでだんだん71%とかで下がっていった場合、両市の財政としての負担の継続の可能性というものについてはどうなのかということでお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えをいたします。

本来使用料収入で賄うべき維持管理費及び組合債元利償還金であります。不足分は構成市であります。坂戸市及び鶴ヶ島市の一般会計からの負担金で賄われ、公共下水道を使用していない市民の方からも税金という形で実質的に負担をしていただくこととなっておりますので、財政の健全化及び受益者による負担の公平化を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） 現在の両市の負担については、両市を足した金額がほぼ公債費返済に当たっているという状況、お金に色がついていないかということで、その部分ではないのですけれども、ほとんどその部分は公債費に充てられているというような状況の中で、今後パーセントが落ちていった場合、両市の負担はどんどん大きくなるということが考えられると思えます。そうした中で、前回の平成22年のときに基本的には100%にすべきという考えがあるわけです。それは何を対象にしていくかということ、浄化槽を使っている人たちがいる部分、そういう部分についてはそのたびにくみ出したものをちゃんと費用を払っているという部分、それに対して下水道を使っている人がそのいわゆる2割、75%にしても2割5分は毎日市で補っていただいているという考え方が実際それでいいのかどうか。一部公費負担の考え方がこの下水道行政についてそれが正しいのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えをいたします。

繰り返しになりますが、今後の下水道使用料につきましては、受益者負担の原則からという観点から経費回収率は100%が望ましい形ではありますが、現時点におきましては段階を経て100%に近づけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） 先ほどの答弁の中で、どなたかの答弁の中で埼玉県平均が79%ということで出ましたけれども、埼玉県下で100%を保っているという下水道に関する行政はあるのかなのかということでお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えをいたします。

総務省の平成25年度経営指標によりますと、埼玉県内54団体のうち5団体が100%を超えております。以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） 確かに100%は理想ではあるのですが、平成25年度が74%で、平成26年度が76%という、100%の場合、101%とか、101.4%という数字になってしまいますので、100%についてはなかなか難しい判断かとは思いますが、98%とか97.5%ぐらいの数字には私としてはすべきだと考えておりますし、以前が安かったからという、平成22年前は9年間ですか、その間改定が見直されず、毎年毎年年額が上がっていったということでもあります。ですから、今後もし改定する場合の手順の方向性はどのような形になっていくかということでお尋ねいたしたいと思います。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えを申し上げます。

下水道事業運営審議会のほうにお諮りし、そこで答申をいただくとともに、議員さんからご意見をいただきながら、改定が必要であるかどうかの判断をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） 本来は少しでも安いほうがいい、安く下水が使われるならそれにこしたことはない。ただ、そういう中で一部を一般の市の負担金で補っているという現状を考えると、やはり下水道料金については不平等という判断をせざるを得ないと私は考えております。何も無理やり高くするというだけでなく、市民の平等性を保つためには今後この下水道料金については十分に検討し、慎重に議会としても対応すべきだとは考えております。こうした中で、市民の税金をしっかりと確実にいい方向に使っていくためには、この下水道料金についてしっかりと検証して今後の運営に当たっていかなければならないと思っております。今回の質問をいたしました。来年のこの時期の質問に関しては、このことについてはもう質問しないでもいいような形にさせていただければ私としてはベストだと思っておりますので、今後関係者のぜひなる努力をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○古内秀宣議長 以上をもって一般質問を終結いたします。



### ◎議長の挨拶

○古内秀宣議長 以上をもって、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には早朝よりご審議をいただき、またスムーズな議事進行にご協力を賜りまして、大変にありがとうございます。

朝晩めっきり冷え込んでまいりました。日中との寒暖差が激しくなりましたので、お体にご自愛のほど、今後のご活躍をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。



### ◎管理者の挨拶

○古内秀宣議長 管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 活発なご審議、またご提案ありがとうございました。また、2議案につきまして認定、可決というありがたい判断をいただきました。

議員の皆様におかれましては、お体に十分ご留意の上、ますますご活躍されますようご祈念いたしまして、お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

(午前11時08分)

○古内秀宣議長 これをもちまして、平成27年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。